

平成 30 年 3 月 9 日

株主及び登録株式質権者 各位

愛知県小牧市大字三ツ渕字東播州 1604 番地 1
株式会社ツノダ
代表取締役社長 角田 重夫

定款変更につき通知公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けること（以下「本株式譲渡制限設定」といいます。）にいたしましたので公告します。効力発生日は平成 30 年 3 月 30 日です。

なお、会社法第 116 条に基づき、本株式譲渡制限設定に係る株式買取請求権を行使される株主の皆様は、効力発生日の 20 日前の日から効力発生日の前日までの間に、当社に対して、株式買取請求権を行使する旨並びに買取請求者の氏名又は名称、住所、株式買取請求に係る株式の数及び買取請求者の加入者口座コードを書面によりご通知ください。

かかるご通知に当たっては、株式買取請求に係る株式が記録されている振替口座を開設する口座管理機関に対して以下に記載の買取口座に当該株式の振替申請を行うとともに、個別株主通知の申出の取次請求を行ってください。

振替先口座(買取口座)管理機関	:	三井住友信託銀行
口座名義人	:	株式会社ツノダ
加入者口座コード	:	002947302953969000030

以 上